

広島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十九年三月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道栗谷大野線	廿日市市大野字馬ノ口二六四五番四地先から廿日市市大野字馬ノ口二六四五番一地先まで	平成二九年三月一六日